

別表 1 重点供給地域一覧表

■ 県南地域1/9

市町村	番号	地域 類型	地域名称	位置	地域面積 ha(グロス)
さ い た ま 市	1	1-2	大門上	緑区大字下野田、大字大門の一部	36
	2	1-2	宿	緑区大字三室、大字中尾の一部	52
	3	1-2	三室西	緑区大字三室の一部	14
	4	1-2	芝原一～三丁目	緑区芝原一～三丁目の全域	56
	5	1-2	大門第二	緑区大字大門、大字間宮の一部	76
	6	1-2	大間木水深	緑区大字大間木、大字三室の一部	28
	7	1-2	大間木内谷	緑区大字大間木の一部	14
	8	1-2	東浦和第二	南区大字大谷口、広ヶ谷戸、緑区大字中尾、東浦和二丁目の一部	111
	9	1-2	中尾第二	緑区大字中尾の一部	11
	10	1-2	中尾第一	緑区大字中尾の一部	4
	11	1-2	浦和南部	南区大谷口、緑区大字井沼方、大字中尾の一部	46
	12	1-2	井沼方	緑区東浦和二丁目の一部	7
	13	1-2	大谷口第二	南区大字広ヶ谷戸、大字大谷口の一部	7
	14	1-2	大谷口・太田窪	南区大字大谷口、大字太田窪の一部	28
	15	1-2	円正寺・太田窪	南区大字円正寺、大字太田窪の一部	17
	16	1-1	武蔵浦和	南区別所七丁目、白幡四・五丁目、沼影一丁目の一部	26
	17	1-1	浦和駅西口南	浦和区高砂一・二丁目、岸町四丁目の一部	3.9
	18	2-1	機構南浦和団地	南区南浦和三丁目の一部	12
	19	1-2	丸ヶ崎区画整理	見沼区大字丸ヶ崎、大字深作の一部	29
	20	3-5	ファミリータウン東大宮	見沼区大字丸ヶ崎の一部	11

凡例 <地域類型>

1-1：低・未利用地型 1-2：市街化区域内農地型 2-1：居住地整備促進型 2-2：高度利用促進型

3：新市街地型：3-1：大規模開発予定地域 3-2：大規模プロジェクト関連地域

3-3：公的宅地開発事業予定地域 3-4：民間宅地開発予定地域 3-5：その他の宅地開発地域

施 策 の 方 向
施行中の大門上・下野田特定土地区画整理事業（組合施行）を促進するとともに、秩序ある住宅地形成を目指して地区計画等の導入を図る。
基盤施設整備と併せて中低層住宅を供給するため、土地区画整理事業等の早期実現に努める。
土地区画整理事業が完了した地域内の低・未利用地の有効利用を促進し、低層住宅の供給を図る。
土地区画整理事業が完了した地域内の低・未利用地の有効利用を促進し、低層住宅の供給を図る。
県立安行武南自然公園との調和を図りつつ、施行中の大門第二特定土地区画整理事業（組合施行）を促進するとともに、秩序ある住宅地形成を目指して地区計画等の導入を図る。
施行中の大間木水深特定土地区画整理事業（組合施行）を促進するとともに、今後のスプロール防止と秩序ある住宅地形成を目指して、地区計画等の導入を図る。
施行中の内容・会ノ谷特定土地区画整理事業（組合施行）を促進するとともに、今後のスプロール防止と秩序ある住宅地形成を目指して、地区計画等の導入を図る。
土地区画整理事業で基盤整備を図り、中低層住宅の供給の促進を図る。
土地区画整理事業が完了した地域内の低・未利用地の有効利用を促進するため、中低層住宅の供給を図るとともに、スプロール防止と秩序ある市街地形成を目指して、地区計画等の導入を図る。
土地区画整理事業が完了した地域内の低・未利用地の有効利用を促進し、戸建住宅・中低層住宅の供給を図る。
土地区画整理事業が完了した地域内の低・未利用地の有効利用を促進するため、スプロール防止と秩序ある市街地形成を目指して、地区計画等の導入を図る。
土地区画整理事業が完了した地域内の低・未利用地の有効利用を促進し、戸建住宅・中低層住宅の供給を図る。
土地区画整理事業が完了した地域内の低・未利用地の有効利用を促進するため、公的融資・助成等の活用を図るとともに、スプロール防止と秩序ある市街地形成を目指して、地区計画等の導入を図る。
施行中の大谷口・太田窪土地区画整理事業（組合施行）を促進するとともに、今後のスプロール防止と秩序ある住宅地形成を目指して、地区計画等の導入を図る。
土地区画整理事業が完了した地域内の低・未利用地の有効利用を促進し、戸建住宅・中高層住宅の供給を図る。
JR埼京線・武蔵野線の武蔵浦和駅周辺地区におけるさいたま市の「副都心」づくりを目指して、予定される市街地再開発事業等（一部施行中）を促進し、商業・業務施設整備と併せて都市型高層住宅の供給を図る。
予定される市街地再開発事業を促進し、周辺環境に配慮した高層主体の都市型住宅地の形成を図る。
予定される機構南浦和団地の建替えを促進し、居住水準の向上と住環境整備を図る。
施行中の丸ヶ崎土地区画整理事業（組合施行）を促進し、中低層住宅の供給を促進する。
住宅供給公社による宅地開発事業と良質な住宅供給を促進する。

注)
機構：都市再生機構

■ 県南地域2/9

市町村	番号	地域 類型	地域名称	位置	地域面積 ha(グロス)
さ い た ま 市	21	3-5	アーバンみらい 東大宮	見沼区大字深作、丸ヶ崎の一部	28
	22	1-2	今羽町	北区今羽町の一部	31
	23	2-1	県営砂団地	見沼区東大宮三丁目の一部	5
	24	1-2	深作西部	見沼区大字深作、小深作、島町、丸ヶ崎の一部	72
	25	2-1	機構宮原団地	北区本郷町の一部	5
	26	1-2	内野本郷	西区大字内野本郷の一部	54
	27	1-2	風渡野	見沼区大字風渡野、大字小深作、大字東門前、堀崎町の一部	57
	28	3-3	大宮西部	西区大字指扇、清河寺、高木の一部	115
	29	1-2	大和田・蓮沼上	見沼区大和田町一・二丁目、大字蓮沼の一部	103
	30	1-2	宮前町	西区宮前町の一部	13
	31	1-2	土呂農住	北区土呂町、盆栽町、大宮区寿能町一・二丁目の一部	11
	32	1-2	大和田町一丁目	見沼区大和田町一丁目の一部	12
	33	1-2	蓮沼下、東中野、東新井、御蔵	見沼区大字南中野、大字東新井、大字御蔵、大字蓮沼の一部	122
	34	1-2	指扇・三橋	西区三橋六丁目、大字指扇の一部	174
	35	1-2	南中丸・南中野・中川	見沼区大字中川、大字東新井、大字南中野、大字東新井、大字南中丸、大和田町一丁目の一部	245
	36	1-2	赤羽根	西区大字指扇の一部	5
	37	1-2	佐知川、水判土	西区三橋五丁目、大字佐知川、大字水判土の一部	106
	38	3-5	江川	岩槻区大字岩槻、本宿、南辻、上野、金重、南平野、平林寺、太田、日の出町、宮町一丁目・二丁目、美幸町の一部	79.3
	39	3-5	南平野	岩槻区大字南平野、長宮の各一部	67
	40	1-2	岩槻駅西口	岩槻区大字岩槻、加倉、本町一丁目、西町一丁目の一部	11.6

凡例 <地域類型>

1-1：低・未利用地型 1-2：市街化区域内農地型 2-1：居住地整備促進型 2-2：高度利用促進型

3：新市街地型：3-1：大規模開発予定地域 3-2：大規模プロジェクト関連地域

3-3：公的宅地開発事業予定地域 3-4：民間宅地開発予定地域 3-5：その他の宅地開発地域

施 策 の 方 向
機構による宅地開発事業と良質な住宅供給を促進する。
基盤施設整備と併せて中低層住宅の供給を図るため、土地区画整理事業等の早期実現に努める。
老朽化した県営住宅の建替えを促進し、土地の有効・高度利用を図るとともに、居住水準の向上と住環境整備を図る。
施行中の深作西部土地区画整理事業（市施行）を推進し、中低層住宅の供給を促進する。
老朽化した機構住宅の建替えを促進し、土地の有効・高度利用を図るとともに、居住水準の向上と住環境整備を図る。
基盤施設整備と併せて中低層住宅の供給を図るため、予定される土地区画整理事業を促進する。
施行中の風渡野南特定土地区画整理事業（組合施行）及び七里駅北側特定土地区画整理事業（組合施行）を促進し、中低層住宅の供給を促進する。
「ふるさとの森」の樹林との調和を図りつつ、施行中の大宮西部特定土地区画整理事業を促進し、中低層住宅の供給促進に努める。
施行中の大和田特定土地区画整理事業（組合施行）を促進し、中低層住宅の供給を促進する。
基盤施設整備と併せて中低層住宅の供給を図るため、土地区画整理事業等の早期実現に努める。
施行中の土呂農住特定土地区画整理事業（組合施行）を促進し、低層住宅の供給を促進する。
基盤施設整備と併せて中低層住宅の供給を図るため、土地区画整理事業等の早期実現に努める。
施行中の蓮沼下特定土地区画整理事業（組合施行）を促進し、中低層住宅の供給を促進する。
施行中の指扇土地区画整理事業を推進し、中低層住宅の供給を促進する。
施行中の台・一ノ久保特定土地区画整理事業（組合施行）及び中川第一特定土地区画整理事業（組合施行）を促進し、中低層住宅の供給を促進する。
基盤施設整備と併せて中低層住宅の供給を図るため、土地区画整理事業等の早期実現に努める。
基盤施設整備と併せて中低層住宅の供給を図るため、土地区画整理事業等の早期実現に努める。
施行中の江川土地区画整理事業を促進し、良好な住宅地供給に努める。
施行中の南平野土地区画整理事業を促進し、良好な住宅地供給に努める。
施行中の岩槻駅西口土地区画整理事業（市施行）を推進し、都市型住宅の供給促進に努める。

注)
機構：都市再生機構

■ 県南地域3/9

市町村	番号	地域 類型	地域名称	位置	地域面積 ha(グロス)
さい まい たま し	41	1-1	上落合関東	中央区大字上落合の一部	28
	42	1-1	本町西	中央区本町西五丁目の全域 本町西四丁目の一部	24
	43	1-1	北与野	中央区落合の一部	14
	44	2-1	本町通り	中央区本町東一～五丁目、本町西一～四 丁目の各一部	27
	45	1-1	与野駅西口	中央区大字下落合の一部、浦和区上木崎 一丁目の一部	17
	46	1-2	南与野駅西口	中央区鈴谷一・二丁目の各一部	15
	47	1-1	大宮駅西口連担	中央区大字上落合	8
	48	3-1	浦和東部第一	緑区大字下野田 他	55.9
	49	3-1	浦和東部第二	緑区大字大門 他	183.2
	50	3-1	岩槻南部新和西	岩槻区大字釣上、大字釣上新田、大字尾ヶ 崎、大字尾ヶ崎新田	73.8
川 越 市	51	1-2	山田	大字山田、大字石田、大字府川の各一部	33.5
	52	1-2	霞ヶ関	伊勢原町一～五丁目	51
	53	1-2	的場新町	的場新町の一部	7
	54	1-2	並木西町	並木西町の全部	9.5
	55	1-2	大塚新田	四都野台の全部	12.1
	56	1-2	大塚新田第2	大字大塚新田、大字南大塚の各一部	24.1
川 口 市	57	1-2	東川口駅東	東川口一～六丁目の全域、 戸塚東一～四丁目の全域	193
	58	1-2	戸塚第三工区	差間一～三丁目の全域、北原台一～三丁 目の全域	107
	59	1-2	東川口駅南	戸塚一～五丁目の全域	109
	60	1-2	差間	差間、行衛、源左衛門の一部	32

凡例 <地域類型>

1-1：低・未利用地型 1-2：市街化区域内農地型 2-1：居住地整備促進型 2-2：高度利用促進型

3：新市街地型：3-1：大規模開発予定地域 3-2：大規模プロジェクト関連地域

3-3：公的宅地開発事業予定地域 3-4：民間宅地開発予定地域 3-5：その他の宅地開発地域

施 策 の 方 向
工場跡地等を核とした商業、業務、住宅の複合開発を図るため、再開発地区計画の導入や住宅市街地総合整備事業の促進に努める。あわせて、周辺地域における基盤施設整備と住環境の改善に努める。
大規模工場の土地利用転換を誘導し、商業、業務、住宅の複合開発を図るため、市街地再開発事業等の促進に努める。更に、周辺地域における基盤施設整備と住環境の改善に努める。
老朽化した公社住宅、公務員宿舎の建替えを促進し、周辺地域における基盤施設整備と住環境の改善に努める。
本町通りの拡幅整備と併せて歴史的建造物等の地域資源の保全・再生に努め、個性と魅力ある沿道の街並み形成を図るとともに、商店街の活性化と中層共同住宅の供給を図る。
施行中の与野駅西口土地区画整理事業（市施行）を推進し、基盤施設整備を図るとともに、商業・業務施設と複合した都市型中高層住宅の供給を促進する。
施行中の南与野駅西口土地区画整理事業（市施行）を推進し、商業・サービス施設等の集積を進めるとともに、良好な居住環境を有する都市型住宅を主体とする地区の形成を図る。 あわせて、地区計画の導入、防火・準防火地域の指定により、安全で快適なまちづくりを実現する。
都心居住による用途の複合化に当たって、居住環境と商業業務環境との調和や隣接する住宅等への良好な相隣関係に配慮した、地区計画等の活用による適正な立地の誘導を図る。
斜面緑地等の地域資源を活かして、地区計画、まちづくり交付金等を活用し、自然と一体的な潤いのある良好な居住環境を形成する。また、保留地については、民間住宅事業者が活用しやすいように集約し、配置することにより売却性を高め、早期のまちの立ち上げに寄与する。
隣接するさいたまスタジアム2002、綾瀬川、調節池等の地域資源を活かして、地区計画、まちづくり交付金等を活用し、自然と一体的な潤いのある良好な居住環境を形成する。また、民間住宅事業者が活用しやすいように配置した住宅用地（都市再生機構保留地）を早期処分することにより、まちの立ち上げに寄与する。
隣接するさいたまスタジアム2002、綾瀬川、調節池等の地域資源を活かして、地区計画、まちづくり交付金等を活用し、自然と一体的な潤いのある良好な居住環境を形成する。また、民間住宅事業者が活用しやすいように配置した住宅用地（都市再生機構保留地）を早期処分することにより、まちの立ち上げに寄与する。
地域内道路の拡幅整備の促進に努めるとともに、地区計画等の早期導入に努め、スプロール防止と秩序ある中高層住宅地の形成を図る。
土地区画整理事業が完了した地域において、戸建住宅や中高層の共同住宅の供給を促進するとともに地区計画の適切な運用により良好な住環境の形成を図る。
土地区画整理事業が完了した地域内の低・未利用地の有効活用を促進し、中低層住宅を供給する。
土地区画整理事業が完了した地域内の低・未利用地の有効活用を促進し、中低層住宅を供給する。
土地区画整理事業が完了した地域内の低・未利用地の有効利用を促進し、中低層住宅を供給する。
施行中の土地区画整理事業（組合施行）を促進し、都市基盤及び住環境の整備と住宅供給を促進する。
土地区画整理事業が完了した地域内の低・未利用地の有効利用を促進し、戸建住宅及び共同住宅の供給を図るため、公的融資・助成等を活用する。
土地区画整理事業が完了した地域内の低・未利用地の有効利用を促進し、戸建住宅及び共同住宅の供給を図るため、公的融資・助成等を活用する。
土地区画整理事業が完了した地域内の低・未利用地の有効利用を促進し、戸建住宅及び共同住宅の供給を図るため、公的融資・助成等を活用する。
農地と住宅地の調和のとれた閑静な住宅地形成を目指して、県立安行武南自然公園との調和を図りつつ、予定される土地区画整理事業を促進する。

注)
機構：都市再生機構

■ 県南地域4/9

市町村	番号	地域 類型	地域名称	位置	地域面積 ha(グロス)	
川	61	1-2	戸塚東部	藤兵衛新田、久左衛門新田の全域	34	
	62	1-2	戸塚南部	戸塚の全域 行衛の一部	53	
	63	1-2	戸塚鉄下境第二	戸塚六丁目の全域	11	
	64	1-2	石神西立野	石神、西立野、長蔵新田、安行西立野の 一部	99	
	65	1-2	長蔵新田	長蔵一～五丁目の全域	32	
	66	1-2	安行藤八	安行藤八の全域、安行、西立野、安行西 立野の一部	68	
	67	1-2	上根岸	道合、神戸、安行領根岸の一部	85	
	68	2-1	芝東第三	芝、小谷場、伊刈の一部	63	
	69	2-1	芝西	芝西一・二丁目の一部 芝塚原一・二丁目の全域	47	
	70	2-1	芝	芝四・五丁目、芝樋ノ爪一・二丁目の全 域、芝の一部	95	
	口	71	2-1	芝東第二	芝富士一・二丁目の一部	22
		72	2-1	芝富士	芝富士一・二丁目の一部	8
		73	1-2	新郷東部第二	東本郷、榛松、新堀、峯の一部	165
		74	1-2	新郷東部第一	榛松、新堀の一部	40
		75	1-1	川口駅周辺地区	川口三・四・六丁目、並木元町地区の全 域、川口一丁目、南町二丁目、原町、栄 町三丁目、飯塚一～三丁目、幸町三丁目 の一部	88
		76	2-1	本町通り	本町一～三丁目、元郷一・二丁目、金山 町の一部	6
77		2-1	川口駅東口環状	栄町二・三丁目、幸町一～三丁目、本町 三・四丁目、中青木一丁目の一部	28	
78		1-1	元郷二丁目	元郷二丁目の一部	6	
79		1-2	安行出羽	安行出羽一～五丁目の全域	42	
80		1-2	新井宿	新井宿、西新井宿、赤山、安行慈林の一部	48	
81		1-2	赤井・慈林	安行慈林、安行吉岡、東本郷、前野宿、 赤井の一部	117	

凡例 <地域類型>

1-1：低・未利用地型 1-2：市街化区域内農地型 2-1：居住地整備促進型 2-2：高度利用促進型

3：新市街地型：3-1：大規模開発予定地域 3-2：大規模プロジェクト関連地域

3-3：公的宅地開発事業予定地域 3-4：民間宅地開発予定地域 3-5：その他の宅地開発地域

施 策 の 方 向
農地と住宅地の調和のとれた閑静な住宅地形成を目指して、施行中の戸塚東部特定土地区画整理事業（組合施行）を促進する。
施行中の戸塚南部特定土地区画整理事業（組合施行）を促進し、低層住宅の供給を促進する。
埼玉高速鉄道線との整合を図りつつ、土地区画整理事業が完了した地域内の低・未利用地の有効利用を促進する。
埼玉高速鉄道線戸塚安行駅周辺での中低層住宅地と農地が調和した閑静な住宅地形成を目指して、県立安行武南自然公園及び西立野ふるさとの緑の景観地の指定との調和を図りつつ、施行中の石神西立野特定土地区画整理事業（市施行）を推進する。
土地区画整理事業が完了した地域において、農地と住宅地の調和のとれた閑静な低層住宅の供給を促進する。
農地と住宅地の調和のとれた閑静な住宅地形成を目指して、施行中の安行藤八特定土地区画整理事業（市施行）の推進に努める。
基盤施設整備と併せて居住環境の改善を図るため、土地区画整理事業等の早期実現に努める。
基盤施設整備と併せて居住環境の改善を図る住宅地を目指し、施行中の芝東第三土地区画整理事業（市施行）を推進する。
土地区画整理事業が完了した地域内の低・未利用地の有効利用を促進するとともに、地区内の住環境改善に努める。
J R 京浜東北線の蕨駅周辺の老朽木造賃貸住宅密集地域における基盤施設整備と居住環境の改善を図るため、予定される土地区画整理事業を促進するとともに、市街地再開発事業等の促進に努める。
地域内の住環境整備と併せて良質な住宅供給を図るため、予定される土地区画整理事業を促進するとともに、住宅の共同化等の促進に努める。
土地区画整理事業が完了した地域内の低・未利用地の有効利用を促進するとともに、地区内の居住環境の改善に努める。
地域内の住環境整備と併せて良質な住宅供給を図るため、施行中の新郷東部第二土地区画整理事業（市施行）等の推進に努める。
施行中の新郷東部第一特定土地区画整理事業（市施行）を推進し、中低層住宅の供給を促進する。
JR京浜東北線川口駅前にふさわしい住宅、商業、業務等の複合市街地の形成と基盤施設整備を進めるため、施行中の住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業を推進するとともに優良建築物等整備事業等の促進に努める。
住宅、商業、業務等の調和する中高層建築物を主体とした複合市街地の形成を図るため、市街地再開発事業や優良建築物等整備事業等を促進する。
環状中央通り線の拡幅整備と併せて沿道における市街地再開発事業や優良建築物等整備事業等を促進し、土地の高度利用を図るとともに商業、業務施設等の整備と都市型住宅の供給を図る。
工場跡地における都市型住宅の供給と業務施設整備を図るため、計画中の民間開発事業を促進する。
低層住宅の供給を図るため、土地区画整理事業が完了した地域内の低・未利用地の有効利用を促進するとともに、地区計画によるスプロール防止と秩序ある住宅地の形成を図る。
埼玉高速鉄道線新井宿駅周辺において、基盤施設整備と併せて中低層住宅の供給を図るため、県立安行武南自然公園との調和を図りつつ土地区画整理事業等の早期実現に努める。
農地と調和のとれた住宅地形成を目指して、県立安行武南自然公園との調和を図りつつ、土地区画整理事業等の早期実現に努める。

注)
機構：都市再生機構

■ 県南地域5/9

市町村	番号	地域類型	地域名称	位置	地域面積 ha(グロス)	
川口市	82	1-1	元郷	元郷一・二丁目の一部	14	
所 沢 市	83	1-2	狭山ヶ丘駅東口	狭山ヶ丘一・二丁目、東狭山ヶ丘一丁目 の各一部	28.6	
	84	1-2	中富南部	中富南二～四丁目の全域、中富南一丁目 の一部	58.6	
	85	1-2	狭山ヶ丘	東狭山ヶ丘一～三丁目、若狭一丁目の各 一部	29.7	
	86	2-1	新所沢団地	緑町一～四丁目	80	
	87	1-2	東所沢	東所沢一～五丁目、東所沢和田一～三丁目	190	
	88	1-2	第二上新井	大字上新井の一部	45.6	
	89	2-2	銀座	寿町、元町、御幸町、東町の各一部	16.1	
	90	3-5	西武松が丘	松が丘一・二丁目	58	
	91	1-2	第二椿峰	小手指南四丁目の一部、小手指南五丁目	33.9	
	92	2-2	日東	日吉町、東町の各一部	7.3	
	93	1-1	所沢駅西口	東住吉、日吉町の一部	9.6	
	春 日 部 市	94	1-2	梅田第二特定	梅田本田町二丁目の全域	18
		95	1-2	内牧第二	栄町一～三丁目の全域	57
96		1-2	西部第二（内谷 地区）	南二丁目の全域、南一丁目の一部	25	
97		1-2	西部第七	豊町二～五丁目の全域、豊町一・六丁目 の一部	45.8	
98		1-2	藤塚第三	大字藤塚の一部	32	
99		1-2	藤塚第二	本田町一・二丁目の一部	20.4	
100		1-2	一ノ割根耕地	一ノ割三・四丁目の一部	19	
101		1-2	西金野井第二	西金野井の一部	33.6	
102		1-2	西金野井第一	西金野井の一部、新宿新田の一部、大袈 の一部	32	
狭 山 市	103	1-2	柏原	柏原字恵花前、川原、中宿田の一部	10	
	104	1-2	上広瀬	大字上広瀬、下広瀬の一部	26	
	105	1-2	狭山市駅東口	祇園、入間川一丁目、入間川二丁目の一 部	16.2	
上尾市	106	1-2	鴨川	中妻四・五丁目、井戸木一～四丁目、泉 台一～三丁目の全域、中妻三丁目の一部	134	

凡例 <地域類型>

1-1：低・未利用地型 1-2：市街化区域内農地型 2-1：居住地整備促進型 2-2：高度利用促進型

3：新市街地型：3-1：大規模開発予定地域 3-2：大規模プロジェクト関連地域

3-3：公的宅地開発事業予定地域 3-4：民間宅地開発予定地域 3-5：その他の宅地開発地域

施 策 の 方 向
埼玉高速鉄道線元郷駅周辺において、基盤施設整備と併せて中高層建築物を主体とする複合市街地の形成を図るため、市街地再開発事業や優良建築物等整備事業等を促進する。
土地区画整理事業が完了した地域内の低・未利用地の有効利用を促進するとともに、秩序ある住宅地の形成を図る。
土地区画整理事業が完了した地域内の低・未利用地の有効利用を促進するとともに、秩序ある住宅地の形成を図る。
施行中の狭山ヶ丘土地区画整理事業（市施行）を推進し、低層住宅の供給を促進する。
老朽化した機構の建替えを促進し、土地の有効・高度利用を図るとともに、居住水準の向上と住環境整備を図る。
土地区画整理事業が完了した地域内の低・未利用地の有効利用を促進し、秩序ある住宅地の形成を図る。
施行中の第二上新井特定土地区画整理事業（市施行）を推進し、低層住宅の供給を促進する。
所沢市の中心市街地における基盤施設の再整備や土地の有効・高度利用を図り、商業・業務施設、都市型住宅を供給するため、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業等を推進する。
民間による良質な戸建住宅供給を促進し、緑と調和したゆとりある住宅地の維持を図る。
土地区画整理事業が完了した地域内の低・未利用地の有効利用を促進するとともに、秩序ある住宅地の形成を図る。
土地区画整理事業（予定）を促進し、都市型住宅の供給を促進する。
予定される土地区画整理事業を促進し、都市型住宅の供給を促進する。
土地区画整理事業が完了した地域内の低・未利用地の有効利用を促進し、中低層住宅の供給に努める。
土地区画整理事業が完了した地域内の低・未利用地の有効利用を促進し、中低層住宅の供給に努める。
区画整理以外の整備手法を含め土地区画整理事業等の早期実現に努め、地域内の低・未利用地の有効利用を促進し、中低層住宅の供給に努める。
土地区画整理事業が完了した地域内の低・未利用地の有効利用を促進し、中低層住宅の供給に努める。
地域内の低・未利用地の有効利用を促進し、中低層住宅の供給に努める。
土地区画整理事業が完了した地域内の低・未利用地の有効利用を促進し、中低層住宅の供給に努める。
低密で低層な戸建住宅の新規供給を図るとともに、農家の土地利用を促進するため賃貸による集合住宅を促進させる。
施行中の西金野井第二土地区画整理事業を促進し、低層住宅の供給を促進する。
基盤施設整備と併せて低層住宅の供給を図るため、土地区画整理事業等の実現に努める。
平成17年度に事業が完了し、区域内の土地の8割以上が宅地化されている。また、区域には地区計画が指定され、低層住宅の供給を促進する。
施行中の上広瀬土地区画整理事業（市施行）を推進し、中低層住宅の供給を促進する。
施行中の狭山市駅東口土地区画整理事業（市施行）を推進し、都市型住宅の供給を促進する。
土地区画整理事業が完了した地域内の低・未利用地の有効利用を促進し、中低層住宅の供給を図る。

注)
機構：都市再生機構

■ 県南地域6/9

市町村	番号	地域類型	地域名称	位置	地域面積 ha(グロス)
上尾市	107	1-2	上平第三	大字南、西門前、久保、上、上尾村、緑丘四丁目の各一部	39
	108	1-2	小泉	大字小泉、中妻、沖ノ上、中分の各一部	108
	109	1-2	陣屋・原市西部	大字原市、上尾下の各一部	48
	110	1-2	原市北部第二	大字原市の一部	14
	111	1-2	大谷北部第一	今泉一丁目、小泉一丁目の全域	23
	112	2-1	中山道沿道	愛宕一丁目、仲町一丁目、宮本町、上町一丁目、柏座一丁目の各一部	16
	113	1-2	谷津・富士見	西宮下一・四丁目の全域 谷津一丁目、西宮下二・三丁目、富士見一・二丁目の各一部	65
	114	1-2	大谷北部第二	大字川、今泉、壺丁目、向山の各一部	71
	115	1-2	大谷北部第三	向山一～四丁目、川一・二丁目	86
	116	1-2	瓦葺東部	大字瓦葺の一部	66
	117	1-2	大谷北部第四	大字壺丁目、小敷谷、今泉、向山の各一部	70
草加市	118	1-2	上平塚	大字平塚の一部	5
	119	1-2	町谷第一	大字上の一部	6
	120	2-1	草加松原団地	松原二丁目の全域 松原一・三・四丁目の各一部	54
	121	1-2	稲荷町	稲荷三～五丁目の一部	50
越谷市	122	1-2	谷塚町南部	谷塚町の一部	12
	123	1-2	新田西部	新栄町、長栄町、清門町の各一部	145.9
	124	3-3	西大袋	三野宮、大道、大竹、恩間、南荻島の各一部	130
	125	3-5	東越谷	東越谷六～十丁目、大字増林の各一部	92
蕨市	126	3-5	七左第一	七左町二・三丁目の各一部	43
	127	3-2	越谷レイクタウン	東町七丁目の全域、相模町三・五丁目、大成町三・五～七丁目、川柳町六丁目、東町二・四・六丁目の各一部	235
蕨市	128	1-2	錦町	錦町二丁目の一部 錦町三～六丁目の全域	85

凡例 <地域類型>

1-1：低・未利用地型 1-2：市街化区域内農地型 2-1：居住地整備促進型 2-2：高度利用促進型

3：新市街地型：3-1：大規模開発予定地域 3-2：大規模プロジェクト関連地域

3-3：公的宅地開発事業予定地域 3-4：民間宅地開発予定地域 3-5：その他の宅地開発地域

施 策 の 方 向
施行中の上平第三特定土地区画整理事業（組合施行）を促進し、戸建住宅を中心とした中低層住宅の供給を促進する。
施行中の小泉土地区画整理事業（組合施行）を促進し、戸建住宅を中心とした中低層住宅の供給を促進する。
住宅の供給を図るために、まちづくり推進条例などを活用する。
施行中の原市北部第二土地区画整理事業（組合施行）を促進し、中低層住宅の供給を促進する。
土地区画整理事業が完了した地域内の低・未利用地の有効利用を促進し、中低層住宅の供給を図る。
密集住宅市街地整備促進事業により完了した仲町愛宕地区については、平成2年に地区計画を定めた。残りの地区については、良好な住環境整備を図るとともに市街地再開発事業等を促進し、土地の有効・高度利用を図り、駅周辺地域にふさわしい商業・業務施設の整備や良質な都市型住宅の供給に努める。
まちづくり推進条例などを活用して、基盤施設整備と併せて都市型住宅の供給を図る。
施行中の大谷北部第二土地区画整理事業（組合施行）を促進し、戸建住宅を中心とした中低層住宅地を形成する。
大谷北部第三特定土地区画整理事業（市施行）が完了し、戸建住宅を中心とした中低層住宅地を形成する。
未整備地区については、戸建住宅を中心とした中低層住宅地の形成を目指して、土地区画整理事業等の早期実現に努める。
上尾バイパスの整備と併せて中低層住宅の供給を図るため、土地区画整理事業等の早期実現に努める。
土地区画整理事業が完了した地域内の低・未利用地の有効利用を促進し、中低層住宅の供給を図る。
施行中の町谷第一土地区画整理事業（組合施行）を促進し、中低層住宅地の供給を促進する。
松原団地の建替え等を図り、利便性の高い良質な市街地住宅の供給と併せて、地区の骨格となる道路及び公園等の整備を進め、安全で快適な住宅市街地の整備を促進する。
土地区画整理事業が完了した地域内の民間による良質な住宅供給の促進に努める。
土地区画整理事業が完了した地域内の低・未利用地の有効利用を促進するため、民間等による建築の誘導に努める。
施行中の新田西部土地区画整理事業（市施行）を推進し、地区計画による良好な住環境の形成を図り、民間による低層住宅の供給を促進する。
施行中の西大袋土地区画整理事業（市施行）を推進し、中低層住宅の供給を促進する。
施行中の東越谷土地区画整理事業（市施行）を推進し、中低層住宅の供給を促進する。
施行中の七左第一土地区画整理事業（市施行）を推進し、中低層住宅の供給を促進する。
大規模な調節池を核として、水辺を積極的に活用した個性的で魅力ある住宅市街地の形成を目指して、施行中の越谷レイクタウン特定土地区画整理事業（機構施行）を促進し、中低層住宅の供給を促進する。
施行中の錦町土地区画整理事業（市施行）を推進するとともに、地区計画の運用により、今後のスプロール防止と秩序ある住宅地形成を促進する。低層住宅地を中心とし、地区中央に商業地を、幹線道路沿道は防災効果を高める中高層住宅地を配するとともに、環境に配慮した土地利用を図る。

注)
機構：都市再生機構

■ 県南地域7/9

市町村	番号	地域 類型	地域名称	位置	地域面積 ha(グロス)
蕨市	129	2-1	中央第一	中央三・四丁目の一部	6.5
	130	1-1	蕨駅西口	中央一丁目の一部	4
戸田 市	131	2-1	新曽第一	大字新曽、下笹目の一部	100.0
	132	2-1	新曽第二	大字上戸田、新曽の一部	44.0
	133	1-2	新曽中央地区	新曽	65
	134	2-1	喜沢	喜沢一・二丁目、中町一丁目の全域	66
	135	2-1	中町	中町二丁目	21
	136	1-1	戸田公園駅周辺	本町四丁目の全域・本町一・二丁目、川岸三丁目、本町五丁目の各一部	33
	137	2-1	下前	下前二丁目	13
	138	2-1	喜沢南	喜沢南二丁目の一部	11
入間 市	139	2-1	川岸	川岸一・二丁目の一部	14
	140	1-2	扇台	扇台一～六丁目の全域 扇町屋一丁目、東町一丁目、大字善蔵新田、豊岡三・四丁目の各一部	85
	141	1-2	武蔵藤沢駅周辺	大字下藤沢の一部	62.7
	142	1-2	西三ツ木	三ツ木台の全域	7.4
	143	1-2	東町	東町三・六～七丁目の各一部	8.7
	144	1-2	狭山台	宮寺、大字狭山台の各一部	33.9
鳩ヶ谷市	145	1-2	野田	大字野田の一部	14.6
	146	2-1	桜町	桜町四丁目の全域 桜町三・五丁目の各一部	16
朝霞市	147	1-2	里	大字里の一部	81
	148	1-2	北朝霞	東弁財一・二丁目、西弁財一・二丁目、北原一・二丁目、西原一・二丁目、浜崎一・二丁目の全域、東弁財三丁目、浜崎三丁目、朝志ヶ丘一・三・四丁目、三原一丁目の各一部	85.5
	149	1-2	本町一丁目	本町一丁目の一部	6.9

凡例 <地域類型>

1-1：低・未利用地型 1-2：市街化区域内農地型 2-1：居住地整備促進型 2-2：高度利用促進型

3：新市街地型：3-1：大規模開発予定地域 3-2：大規模プロジェクト関連地域

3-3：公的宅地開発事業予定地域 3-4：民間宅地開発予定地域 3-5：その他の宅地開発地域

施 策 の 方 向
基盤施設の再編整備と併せて都市型住宅の供給を図るため、施行中の中央第一土地区画整理事業（市施行）を推進する。中心商業地としての充実と街並みの整備を進め、商業業務機能を中心としつつ、これに併せて都市型住宅地を整備し、高密度な宅地を含めた複合的な土地利用を図る。
蕨駅西口駅前にふさわしい商業・業務拠点の形成と都市型住宅の供給を図るため、市街地再開発事業等の促進を図る。市街地再開発事業等により、地区全体の都市施設及び地区施設を計画的に配備し、適正住区及び商業業務区を配することにより、都市機能の再編整備、土地の高度利用を図る。
基盤施設の整備と併せて中低層住宅等の供給を図るため、施行中の新曽第一土地区画整理事業（市施行）を推進する。
基盤施設の整備と併せて中低層住宅等の供給を図るため、施行中の新曽第二土地区画整理事業（市施行）を推進する。
基盤施設の整備と併せて、緑豊かで良好な住環境の整備を図ると共に、地区全体として低層と中高層が調和した住宅地の形成を図る。
住宅等が密集する地域内の住環境の改善を図るため、地区計画制度の導入に努める。
住宅等が密集する地域内の住環境の改善を図るため、地区計画制度の導入に努める。
JR埼京線戸田公園駅周辺地域における基盤施設整備と併せて、生活サービス関連施設及び中高層住宅の供給を図るため、駅前地区建築物等整備事業の促進に努める。
住宅等が密集する地域内の住環境の改善を図るため、地区計画制度の導入に努める。
住宅等が密集する地域内の住環境の改善を図るため、地区計画制度の導入に努める。
住宅等が密集する地域内の住環境の改善を図るため、住環境整備事業の促進に努める。
施行中の扇台土地区画整理事業（市施行）を推進し、中低層住宅の供給を促進するとともに、秩序ある市街地形成を図るため、地区計画等の導入に努める。
施行中の武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事業（市施行）を推進するとともに、地区計画の運用により、中低層住宅の供給の促進並びに秩序ある市街地形成に努める。
土地区画整理事業が完了した地域内の低・未利用地の有効利用を促進し、中低層住宅の供給を図る。
東町土地区画整理事業（組合施行）が完了している。今後も地区計画の運用により、中低層住宅の供給を促進するとともに、秩序ある市街地形成に努める。
施行中の狭山台土地区画整理事業（市施行）を推進するとともに、地区計画の運用により、中低層住宅主体の住宅地形成に努める。
施行中の野田土地区画整理事業（組合施行）を促進し、中低層住宅の供給を促進する。
老朽化した機構の賃貸住宅団地（旧東鳩ヶ谷団地）の建替えを促進し、土地の有効・高度利用を図るとともに、居住水準の向上と住環境整備を図る。更に、団地の周辺地域については住宅市街地総合整備事業による幅員8mの道路整備を行うとともに、基盤施設整備や居住環境の改善に努める。
埼玉高速鉄道線鳩ヶ谷駅周辺において、施行中の里土地区画整理事業（市施行）を推進し、中高層住宅等の供給と住環境整備を促進する。
鉄道駅を中心とする地域においては商業業務系を主体とし、その他の地域では駅近接の利便性を活かして宅地化農地などの未利用地を有効的に活用し、周辺地域の環境や街並みに配慮した良好な住宅地の形成を図る。
宅地化農地などの未利用地を有効的に活用し、周辺地域の環境や街並みに配慮した良好な住宅地の形成を図る。

注)
機構：都市再生機構

■ 県南地域8/9

市町村	番号	地域類型	地域名称	位置	地域面積 ha(グロス)
朝霞市	150	1-2	根岸台五丁目	根岸台四～六丁目の各一部	13.8
	151	2-1	本町二丁目	本町二丁目の一部	14.2
	152	2-1	朝霞駅北口	仲町二丁目、根岸台五～七丁目の各一部	12.0
	153	1-2	広沢	本町二・三丁目、仲町二丁目、根岸台七丁目、青葉台一丁目の各一部	29.6
	154	1-2	向山	岡三丁目の一部	4.8
志木市	155	2-1	上宗岡	上宗岡三丁目	23
	156	1-2	西原	幸町一～三・四丁目の各一部	38
和光市	157	1-2	中央区画整理	新倉一丁目の全域、下新倉一・二丁目の全域	142
	158	1-2	丸山台区画整理	本町の一部、丸山台一丁目の全域、丸山台二・三丁目の一部	30
新座市	159	1-2	北野	北野二丁目の一部	9
	160	1-2	新開	大和田五丁目の一部	8
	161	1-2	志木駅前第二	東二・三丁目の一部	11
	162	1-2	野火止	野火止八丁目の一部	8
	163	1-2	馬場	馬場二丁目の一部	7
八潮市	164	2-1	西袋上馬場	大字西袋、上馬場、大曾根、柳之宮の各一部	39
	165	1-2	木曾根下	大字二丁目、木曾根、南川崎の各一部	31.7
	166	3-2	八潮南部	八潮市南部付近	259
	167	1-2	大瀬・古新田	大字大瀬、古新田、圀の各一部	52.3
富士見市	168	3-5	勝瀬	大字勝瀬の一部	72.6
	169	2-1	鶴瀬第2団地	鶴瀬西二丁目の一部	9.3
	170	1-2	鶴瀬駅西口	大字鶴馬の一部	22.5
	171	2-2	鶴瀬駅東口	鶴瀬東一丁目の一部	4.9
ふじみ野市	172	2-1	上福岡駅西口	霞ヶ丘一～三丁目、上福岡五・六丁目、西一・二丁目の一部	35

凡例 <地域類型>

1-1：低・未利用地型 1-2：市街化区域内農地型 2-1：居住地整備促進型 2-2：高度利用促進型

3：新市街地型：3-1：大規模開発予定地域 3-2：大規模プロジェクト関連地域

3-3：公的宅地開発事業予定地域 3-4：民間宅地開発予定地域 3-5：その他の宅地開発地域

施 策 の 方 向
施行中の土地区画整理事業（組合施行）を促進するとともに、宅地化農地などの未利用地を有効的に活用し、周辺地域の環境や街並みに配慮した良好な住宅地の形成を図る。
生活道路などの都市基盤の整備を推進するとともに、既存建築物の建替えに当たっては、住宅の不燃化や耐震化の促進などにより防災性を備えた居住環境の改善を行い、良好な市街地の形成を図る。
駅前広場及びアクセスする都市計画道路などの都市基盤の整備を推進するとともに、老朽化した機構住宅（旧東朝霞団地）の建替えにより、居住水準等に配慮した良好な都市型住宅を整備する。また、宅地化農地などの未利用地を有効的に活用し、周辺地域の環境や街並みに配慮した良好な住宅地の形成を図る。
鉄道駅を中心とする地域においては商業業務系を主体とし、その他の地域では駅近接の利便性を活かして宅地化農地などの未利用地を有効的に活用し、周辺地域の環境や街並みに配慮した良好な住宅地の形成を図る。
施行中の土地区画整理事業（組合施行）を促進するとともに、宅地化農地などの未利用地を有効的に活用し、周辺地域の環境や街並みに配慮した良好な住宅地の形成を図る。
上宗岡3丁目地区地区計画を推進し、中低層住宅の供給を促進する。
施行中の西原特定土地区画整理事業（組合施行）を促進し、住宅等の供給促進に努める。
中央第二谷中土地区画整理事業（組合施行）を促進するとともに、それ以外の地区も土地区画整理事業による都市型住宅の供給を促進する。
丸山台土地区画整理事業（市施行）が完了し、駅周辺地域は市の表玄関として商業施設整備と都市型高層住宅の供給を促進するとともに、その他の地域において低層住宅の供給を促進する。
土地区画整理事業が完了した地域内の低・未利用地の有効利用を促進する。
土地区画整理事業が完了した地域において、戸建住宅や中層共同住宅の供給を促進するとともに、地区計画の適切な運用により良好な住宅環境の形成を図る。
土地区画整理事業が完了した地域内の低・未利用地の有効利用を促進する。
土地区画整理事業が完了した地域内の低・未利用地の有効利用を促進する。
土地区画整理事業が完了した地域において、戸建住宅や中層共同住宅の供給を促進するとともに、地区計画の適切な運用により良好な住宅環境の形成を図る。
住宅と工場の混在する地域内の居住環境の改善と基盤施設整備を図るため、施行されている土地区画整理事業の促進に努め、中層住宅の供給を図る。
中低層住宅を供給するため、土地区画整理事業等の早期実現に努める。
つくばエクスプレスの鉄道整備とまちづくりを一体的に進めるため「宅鉄法」に基づき施行されている土地区画整理事業等の促進に努め、中高層住宅の供給を図る。
施行中の大瀬古新田土地区画整理事業（市施行）を推進し、中低層住宅の供給を図る。
施行中の勝瀬原特定土地区画整理事業（組合施行）の早期完了を促進するとともに、商業系施設の誘導やゆとりある居住環境の形成を図る。
老朽化する機構住宅の建替えを促進し、土地の有効・高度利用を図るとともに居住水準の向上と住環境の整備を図る。
東武東上線鶴瀬駅周辺において、施行中の鶴瀬駅西口土地区画整理事業（市施行）を推進し、基盤施設整備と併せて商業・業務施設や都市型住宅の供給を図る。
東武東上線鶴瀬駅周辺において、施行中の鶴瀬駅東口土地区画整理事業（市施行）を推進し、基盤施設整備と併せて商業・業務施設や都市型住宅の供給を図る。
東武東上線福岡駅西口地区において、機構霞ヶ丘団地建替えを核とした住宅市街地総合整備事業を促進する。

注)
機構：都市再生機構

■県南地域9/9

市町村	番号	地域 類型	地域名称	位置	地域面積 ha(グロス)
ふ じ み 野 市	173	1-2	長宮地区	長宮一・二丁目 滝二丁目、中丸一・二丁目 地内	12.5
	174	1-2	築地地区	築地一～三丁目 中ノ島一丁目 仲一・二丁目 地内	17
	175	1-2	鶴ヶ岡	鶴ヶ岡一・二丁目の各一部	17.5
	176	1-2	亀久保	亀久保一～四丁目の各一部、大井中央一～四丁目の各一部	35.7
	177	3-4	東久保	ふじみ野一～四丁目	37.9
	178	1-2	緑ヶ丘	大字亀久保の一部	7.5
	179	3-4	大井・苗間第一	旭一丁目、苗間一丁目、市沢一～三丁目、うれし野一・二丁目	75
	180	2-1	上野台	上野台一～三丁目	17.9
	181	3-4	駒林	駒林字南原の一部、字新田前の一部	13.3
三郷市	182	3-2	中央部	谷中、幸房、谷口、栄一・二丁目、新和一・二丁目、市助、茂田井、彦江、花和田、岩野木、彦沢	295
吉 川 市	183	3-5	吉川	きよみ野一～五丁目	62.6
	184	3-5	吉川駅南	大字木売、高富、高久、中曽根、道庭	82
	185	3-4	吉川中央	大字吉川、平沼、関、中井	74.8
	186	3-3	武蔵野操車場跡地	大字木売、高富、高久、中曽根、道庭	30
三芳町	187	1-2	北松原	大字藤久保の一部	11.1
	188	1-2	藤久保第一	大字藤久保の一部	11.3

凡例 <地域類型>

- 1-1：低・未利用地型 1-2：市街化区域内農地型 2-1：居住地整備促進型 2-2：高度利用促進型
 3：新市街地型：3-1：大規模開発予定地域 3-2：大規模プロジェクト関連地域
 3-3：公的宅地開発事業予定地域 3-4：民間宅地開発予定地域 3-5：その他の宅地開発地域

施 策 の 方 向
地域内の低・未利用地の有効利用を促進し、戸建住宅及び共同住宅の供給を図るとともに、地区計画によるスプロール防止と秩序ある住宅地形成を図る。
地域内の低・未利用地の有効利用を促進し、戸建住宅及び共同住宅の供給を図るとともに、地区計画によるスプロール防止と秩序ある住宅地形成を図る。
鶴ヶ岡特定土地地区画整理事業の完了した地域内の低・未利用地を有効利用し、中低層住宅の供給を図る。また、地区計画によるスプロール防止と秩序ある住宅地の形成を図る。
亀久保特定土地地区画整理事業が完了した地域内の低・未利用地を有効利用し、中層住宅を主体とした住宅の供給を促進する。また、地区計画によるスプロール防止と秩序ある住宅地形成を図る。
東久保土地地区画整理事業が完了した区域内の低・未利用地を有効活用し、中高層住宅を主体とした住宅の供給を促進する。また、地区計画によるスプロール防止と秩序ある住宅地形成を図る。
基盤施設整備と併せて中低層住宅の供給を図るため、土地地区画整理事業等の早期実現に努める。
大井・苗間第一土地地区画整理事業が完了した区域内の低・未利用地を有効利用し、中高層住宅等の供給を促進する。また、地区計画によるスプロール防止と秩序ある住宅地形成を図る。
東武東上線土曜上野台駅東側の土曜上野台周辺地区において、機構上野台団地建替えを核とした住宅市街地総合整備事業を促進する。
土地地区画整理事業による基盤整備を行い、良好な環境を有する中高層住宅として一体的に整備する。また、地区計画による規制、誘導を行い、より一層の住環境の向上を図る。
つくばエクスプレスの鉄道整備とまちづくりを一体的に進めるため、県の河川改修計画と調整を図りつつ、中心地域については「宅鉄法」に基づく土地地区画整理事業を促進する。また、周辺地域については土地地区画整理事業等の促進に努める。
吉川特定土地地区画整理事業(機構施行)は完了しており、地区計画等により、計画的で良好な住環境を有する住宅地の形成に努める。
施行中の吉川駅南特定土地地区画整理事業（機構施行）を促進し、親水性に富んだ良好な居住環境を有する住宅地の形成に努める。
施行中の吉川中央土地地区画整理事業（組合施行）を促進し、快適で機能的な新市街地の形成に努める。
独自のまちづくりコンセプトを策定し、新駅の設置と一体となった武蔵野操車場跡地及び周辺地域の整備を図り、新たな都市拠点の形成を目指します。
施行中の北松原土地地区画整理事業（組合施行）を促進し、戸建住宅の供給を促進する。
施行中の藤久保第一土地地区画整理事業（組合施行）を促進し、戸建住宅の供給を促進する。

注)
機構：都市再生機構

■県央地域1/4

市町村	番号	地域 類型	地域名称	位置	地域面積 ha(グロス)
飯 能 市	189	3-5	飯能・日高	永田台の一部	46
	190	3-5	飯能大河原	大字大河原、上畑、下畑の一部	20
	191	1-2	双柳北部	大字双柳の一部	14
	192	2-1	東町	東町の一部 柳町の一部	7
	193	3-5	飯能南台第二	大字下畑、大河原、岩淵、矢嵐の一部	49
	194	3-5	飯能南台	美杉台の一部	105
	195	1-2	双柳南部	大字双柳、岩沢、新光の一部	49
	196	1-2	笠縫	大字笠縫、川寺、双柳、岩沢の一部	77
	197	1-2	岩沢北部	大字岩沢、双柳の一部	44
	198	1-2	前ヶ貫矢嵐	征矢町の一部	12
	199	1-2	岩沢南部	大字岩沢、笠縫の一部	55
東 松 山 市	200	3-5	東平第一	殿山町、沢口町	44.3
	201	3-4	市の川	加美町、大字市の川	26.1
	202	3-5	中部第一	小松原町	16.6
	203	3-4	松本町	砂田町	8.6
	204	1-2	箭弓町三丁目	箭弓町三丁目	8.5
	205	1-2	和泉町	和泉町、美土里町、大字下青鳥、石橋、上野本	41.7
	206	3-5	高坂駅西口	元宿一・二丁目	38.9
	207	3-3	高坂駅東口第一	大字高坂、毛塚、宮鼻、大黒部、正代地内	70.8
	208	3-3	高坂駅東口第二	大字高坂、早俣	58.9
鴻 巣 市	209	1-2	三ツ木	三ツ木、中井の一部	15.5
	210	1-2	北鴻巣駅西口	箕田の一部	24
	211	1-2	稲荷腰	稲荷町	11.2
	212	2-1	市営住宅登戸団地	登戸の一部、宮前の一部	5
	213	3-5	中央	ひばり野一・二丁目、中央の一部	27
	214	1-1	新屋敷	東四丁目の一部、鴻巣の一部	9
	215	2-1	鴻巣駅東口	本町一丁目の一部	5

凡例 <地域類型>

1-1：低・未利用地型 1-2：市街化区域内農地型 2-1：居住地整備促進型 2-2：高度利用促進型

3：新市街地型 3-1：大規模開発予定地域 3-2：大規模プロジェクト関連地域

3-3：公的宅地開発事業予定地域 3-4：民間宅地開発予定地域 3-5：その他の宅地開発地域

施 策 の 方 向
民間による良質な戸建住宅供給を促進する。
県立奥武蔵自然公園との調和を図りつつ、施行中の飯能大河原土地区画整理事業（機構施行）を促進し、低層住宅地の整備を促進する。
地区計画を定め、周辺環境と調和した質の高い住宅地の形成を図る。
老朽住宅が密集する地域内の居住環境を改善するとともに、高層住宅の供給を図るため、密集住宅市街地整備促進事業等の早期実現に努める。
県立奥武蔵自然公園との調和を図りつつ、施行中の飯能南台第二土地区画整理事業（機構施行）を促進し、低層住宅地の整備を促進する。
土地区画整理事業が完了した地域内の低・未利用地の有効利用を促進し、低層住宅の供給を図る。
県立奥武蔵自然公園との調和を図りつつ、施行中の双柳南部土地区画整理事業（市施行）を推進し、中低層住宅地の整備を促進する。
施行中の笠縫土地区画整理事業（市施行）を推進し、中低層住宅地の整備を促進する。
施行中の岩沢北部土地区画整理事業（市施行）を推進し、中低層住宅地の整備を促進する。
県立奥武蔵自然公園との調和を図りつつ、土地区画整理事業が完了した地域内の低・未利用地の有効利用を促進し、低層住宅主体の住宅地形成に努める。
施行中の岩沢南部土地区画整理事業（市施行）を推進し、中低層住宅地の整備を促進する。
土地区画整理事業が完了した地域内の低・未利用地の有効利用を促進し、低層住宅の供給を図る。
施行中の市の川特定土地区画整理事業（組合施行）を促進し、中低層住宅の供給を促進するとともに、地区計画による秩序ある市街地形成を図る。
土地区画整理事業が完了した地域内の低・未利用地の有効利用を促進し、低層住宅の供給を図る。
土地区画整理事業が完了した地域において、中低層住宅の供給を促進するとともに良好な住宅環境の形成を図る。
土地区画整理事業が完了した地域において、中低層住宅の供給を促進し、幹線道路の沿道においては、商業業務系を含めた複合的な土地利用を図る。
平成16年4月に土地区画整理事業を休止しているが、今後は他の手法により街路や下水道を整備し、住宅供給を促進するとともに良好な住宅環境の形成を図る。
土地区画整理事業が完了した地域内の低・未利用地の有効利用を促進し、中低層住宅の供給を図る。
施行中の高坂駅東口第一土地区画整理事業（市施行）を推進し、中低層住宅の供給を促進するとともに、秩序ある市街地形成を図るため、地区計画の適切な運用に努める。
土地区画整理事業(機構施行)を促進し、都市基盤及び住環境の整備と住宅供給を促進する。
施行中の三ツ木土地区画整理事業（組合施行）を促進し、低層住宅の供給を促進する。
基盤施設整備と併せて中低層住宅の供給を図るため、施行中の北鴻巣駅西口土地区画整理事業（組合施行）等の促進に努める。
土地区画整理事業が完了した地域内の低・未利用地の有効利用を促進する。
老朽化する県営住宅や市営住宅の建替えを促進し、土地の有効・高度利用を図るとともに、居住水準の向上と住環境整備を図る。
住宅供給公社による宅地開発が完了した地区内の低・未利用地の有効利用を促進する。
民間による良質な戸建住宅供給を促進する。
J R 高崎線の鴻巣駅東口駅前にはふさわしい基盤施設整備と良質な住宅供給を図るため、予定される市街地再開発事業等を促進する。

注)
機構：都市再生機構

■県央地域2/4

市町村	番号	地域 類型	地域名称	位置	地域面積 ha(グロス)
鴻巣市	216	1-2	滝馬室	氷川町、原馬室・滝馬室の一部	28.4
	217	1-2	新宿	新宿一・二丁目	20.1
	218	3-3	北新宿	北新宿	57.1
	219	3-3	広田中央	広田、北根、赤城の各一部	25.3
桶川市	220	1-2	坂田西	大字坂田の西部	51.1
	221	1-2	坂田東	大字坂田の東部	41.3
	222	1-2	上日出谷南	大字上日出谷、大字下日出谷の各一部	64.6
	223	1-2	下日出谷東	大字下日出谷、泉二丁目の各一部	58.5
	224	1-2	下日出谷西	大字下日出谷の一部	33.4
	225	1-2	朝日	朝日一・二丁目の全部、三丁目の一部	38.9
	226	1-2	神明二丁目	神明二丁目の全部	6.9
久喜市	227	1-2	青毛	青毛一～四丁目	35
	228	1-2	栗原	栗原三・四丁目全域、栗原一・二丁目、青葉四丁目の一部	39
	229	1-2	吉羽	吉羽一～五丁目	88
北本市	230	1-2	久保	大字下石戸上、下石戸下、北本宿の一部	44
蓮田市	231	1-2	黒浜・緑町	緑町三丁目の全域 大字黒浜の一部	21.7
	232	1-2	黒浜	大字黒浜の一部	33.7
	233	3-5	山ノ内	山ノ内の全域	9.5
	234	1-2	馬込・下蓮田	大字馬込、大字蓮田の各一部	106.4
坂戸市	235	1-2	栗生田論所	伊豆の山町、泉町二・三丁目、泉町の一部	26
	236	3-5	につきい花みず木	につきい花みず木二～五丁目、六・七丁目の各一部	71
	237	1-2	石井	大字石井、塚越、栄、柳町、片柳新田の各一部	52
	238	1-2	栗生田第一	泉町、泉町二・三丁目、元町、仲町、本町の各一部	28
	239	1-2	浅羽野第一	浅羽野一～三丁目、中富町、三光町、花影町の各一部	54
	240	1-2	片柳	大字片柳の一部	70
	241	1-2	関間四丁目	関間四丁目の一部	17
鶴ヶ島市	242	2-1	一本松	大字中新田、下新田の一部	42.8

凡例 <地域類型>

1-1：低・未利用地型 1-2：市街化区域内農地型 2-1：居住地整備促進型 2-2：高度利用促進型

3：新市街地型：3-1：大規模開発予定地域 3-2：大規模プロジェクト関連地域

3-3：公的宅地開発事業予定地域 3-4：民間宅地開発予定地域 3-5：その他の宅地開発地域

施 策 の 方 向
土地区画整理事業が完了した地域内の低・未利用地の有効利用を促進し、中低層住宅の供給を図るため、公的融資・助成等を活用する。
土地区画整理事業が完了した地域内の低・未利用地の有効利用を促進する。
施行中の北新宿土地区画整理事業（市施行）を推進し、中低層住宅の供給を促進する。
施行中の広田中央特定土地区画整理事業（市施行）を推進し、低層住宅の供給を促進する。
施行中の坂田西特定土地区画整理事業（組合施行）を促進し、緑の保全等を考慮した中低層住宅の供給を促進する。
施行中の坂田東特定土地区画整理事業（組合施行）を促進し、中低層住宅の供給を促進する。
施行中の上日出谷南特定土地区画整理事業（組合施行）を促進し、中低層住宅等の供給を促進する。
施行中の下日出谷東特定土地区画整理事業（組合施行）を促進し、地区内公共施設を核として中低層住宅等の供給を促進する。
施行中の下日出谷西土地区画整理事業（組合施行）を促進し、地区内公共施設を核として中低層住宅等の供給促進に努める。
土地区画整理事業が完了した地域内の低・未利用地の有効利用を促進し、中低層住宅等の供給を促進する。
土地区画整理事業が完了した地域内の低・未利用地の有効利用を促進し、主に中低層住宅の供給を促進する。
土地区画整理事業が完了した地域内の空閑地の有効利用を促進するため、地区計画に基づき、主に低層住宅の供給を促進する。
土地区画整理事業が完了した地域内の空閑地の有効利用を促進するため、公的融資・助成等の活用を図り、主に低層住宅の供給を促進する。
土地区画整理事業が完了した地域内の空閑地の有効利用を促進するため、地区計画に基づき、主に低層住宅の供給を促進する。
施行中の久保特定土地区画整理事業（市施行）を推進し、低層住宅の供給を促進する。
地区計画の導入等により、都市基盤を整備し、住宅・宅地の供給を促進していく。
施行中の黒浜土地区画整理事業（市施行）を推進し、質の高い住宅・宅地の供給を更に促進する。
地区計画の活用等により良好な環境を維持し、住宅・宅地の供給を進める。
施行中の馬込・下蓮田土地区画整理事業（市施行）を推進し、質の高い住宅・宅地の供給を更に促進する。
土地区画整理事業が完了した地域内の低・未利用地の有効利用を促進し、低層住宅の供給を図る。
特定土地区画整理事業が完了した地域内の低・未利用地の有効利用を促進し、中低層住宅の供給を図る。
施行中の石井土地区画整理事業（市施行）を推進し、中低層住宅の供給を促進する。
土地区画整理事業が完了した地域内の低・未利用地の有効利用を促進し、中低層住宅の供給を図る。
土地区画整理事業が完了した地域内の低・未利用地の有効利用を促進し、中低層住宅の供給を図る。
施行中の片柳土地区画整理事業（市施行）を推進し、中低層住宅の供給を促進する。
施行中の関間四丁目土地区画整理事業（市施行）を推進し、中低層住宅の供給を促進する。
施行中の一本松土地区画整理事業（市施行）を推進し、低層住宅の供給を促進する。

注)
機構：都市再生機構

■県央地域3/4

市町村	番号	地域 類型	地域名称	位置	地域面積 ha(グロス)
鶴ヶ島市	243	1-1	若葉駅西口	大字上広谷, 藤金の各一部	18.3
	244	3-5	新田地区	新町一～四丁目	50.1
	245	3-2	藤金地区	大字藤金, 三ツ木	19.7
日高市	246	3-5	武蔵高萩駅北	大字高萩の一部	41.4
	247	1-2	高麗川駅西口	大字新堀, 上鹿山, 原宿, 猿田, 鹿山, 野々宮の各一部	40.3
	248	3-5	飯能日高団地	横手一・二丁目の全域	63.4
伊奈町	249	3-5	伊奈北部	大字小針内宿, 羽貫, 小針新宿, 大針の各一部	184
	250	1-2	伊奈町北部	寿一～五丁目の全域	53
	251	3-5	伊奈町中部	大字小室, 大針の一部	73
	252	3-4	小室	大字小室の一部	29
	253	1-2	伊奈南部	栄一～六丁目の全域	73
	254	1-2	伊奈町中央	本町一～三丁目の全域	33
毛呂山町	255	3-5	目白台	目白台一～四丁目の全域	47.4
	256	1-2	馬場	大字岩井の一部	12.2
	257	1-2	武州長瀬駅南口	大字長瀬の一部	5.2
越生町	258	3-5	上野東	上野東一～四丁目の全域	30.1
宮代町	259	1-2	東姫宮	東姫宮一・二丁目の各一部	8
白岡町	260	3-5	野牛・高岩	大字野牛・高岩の一部	56.2
	261	3-5	新白岡	新白岡一～三丁目の全域	49.2
	262	1-2	西	西一～十丁目の全域	98.6
	263	1-2	原ヶ井戸・東	大字白岡・篠津の一部	11.9
	264	1-2	白岡駅東部中央	大字千駄野, 小久喜の一部	30.4
菖蒲町	265	3-3	菖蒲北部	大字菖蒲, 三箇地内	9.2
鷺宮町	266	1-2	前沼	栄一丁目の全域	9
	267	1-2	美津児	鷺宮五丁目の一部	5
	268	3-5	葛梅	葛梅一～三丁目の全域	28.2

凡例 <地域類型>

1-1: 低・未利用地型 1-2: 市街化区域内農地型 2-1: 居住地整備促進型 2-2: 高度利用促進型

3: 新市街地型: 3-1: 大規模開発予定地域 3-2: 大規模プロジェクト関連地域

3-3: 公的宅地開発事業予定地域 3-4: 民間宅地開発予定地域 3-5: その他の宅地開発地域

施 策 の 方 向
若葉駅西口土地区画整理事業（市施行）を推進し、商業・業務施設や中低層住宅の供給を促進する。
土地区画整理事業が完了した地域内の低層住宅の供給促進に努める。
基盤施設整備と併せて中低層住宅の供給を図るため、土地区画整理事業等の早期実現に努める。
施行中の武蔵高萩駅北土地区画整理事業（市施行）を推進し、都市型住宅の供給を促進する。
施行中の高麗川駅西口土地区画整理事業（市施行）を推進し、都市型住宅の供給を促進する。
民間による良質な戸建住宅の供給を促進する。
施行中の伊奈特定土地区画整理事業（県施行）等により伊奈モデルタウンの建設を促進する。
土地区画整理事業が完了した地域内の低・未利用地の有効利用を促進し、中低層住宅等の供給を図る。
施行中の伊奈町中部特定土地区画整理事業（町施行）を推進し、中低層住宅の供給を促進する。
土地区画整理事業等の促進を図る。
土地区画整理事業が完了した地域内の低・未利用地の有効利用を促進し、中低層住宅等の供給を図る。
土地区画整理事業が完了した地域内の低・未利用地の有効利用を促進し、都市型住宅の供給を図る。
民間開発により造成された住宅地において、良質な戸建住宅の供給を促進する。
道路と公共下水道の整備を進め、中低層住宅の供給を図る。
土地区画整理事業が完了した地域内の低・未利用地の有効利用を促進し、中低層住宅の供給を促進する。
上野東特定土地区画整理事業が完了し、基盤整備は終了したが、今後は地区計画等の実施により、中低層住宅の供給を促進する。
戸建住宅の供給を図るため、道路整備や地区計画等の導入に努める。
施行中の野牛・高岩土地区画整理事業（町施行）を推進し、地区計画に合った住宅の供給を促進する。
民間による良質な住宅供給を促進し、戸建住宅の供給を図る。
土地区画整理事業が完了した地域内の低・未利用地の有効利用を促進し、中層住宅の供給を図るため、公的融資・助成等を活用する。
土地区画整理事業が完了した地域内の低・未利用地の有効利用を促進し、中層住宅の供給を図るため、公的融資・助成等を活用する。
施行中の白岡駅東部中央土地区画整理事業（町施行）を推進し、中層住宅の供給を促進する。
住宅と沿道系サービスの複合した新市街地形成を目指して、土地区画整理事業を促進する。
低・未利用地等の有効利用を促進するとともに、安全で快適な居住環境の形成を図る。
低・未利用地等の有効利用を促進するとともに、安全で快適な居住環境の形成を図る。
低・未利用地等の有効利用を促進するとともに、安全で快適な居住環境の形成を図る。

注)
機構：都市再生機構

■県央地域4/4

市町村	番号	地域 類型	地域名称	位置	地域面積 ha(グロス)
鷺宮町	269	3-5	西大輪	大字西大輪、大字東大輪、大字外野の各一部	46.6
	270	1-1	東鷺宮	桜田一丁目の全域、桜田二・三丁目の各一部	25.9
杉戸町	271	3-3	高野台	高野台東一・二丁目、西一～六丁目、南一～三・五丁目の全域	112
	272	1-2	内田四丁目	内田四丁目の一部	6

別表
1

凡例 <地域類型>

- 1-1：低・未利用地型 1-2：市街化区域内農地型 2-1：居住地整備促進型 2-2：高度利用促進型
 3：新市街地型：3-1：大規模開発予定地域 3-2：大規模プロジェクト関連地域
 3-3：公的宅地開発事業予定地域 3-4：民間宅地開発予定地域 3-5：その他の宅地開発地域

施 策 の 方 向

施行中の西大輪特定土地区画整理事業（組合施行）を促進し、戸建住宅の供給を促進する。

低・未利用地等の有効利用を促進するとともに、安全で快適な居住環境の形成を図る。

土地区画整理事業が完了した地域内において、機構による良質な住宅供給を促進する。また、秩序ある低層住宅市街地の形成を目指して、地区計画等の導入により低・未利用地における民間住宅等の誘導を図る。

中央地区の北部に位置する区域であり、第2種中高層住居専用地域として住宅の立地が進んでいるものの、区域内にはまとまった農地等が分布するため、区画道路等の都市基盤施設が不十分であり、宅地化が十分ではない。このため、宅地開発指導要綱などの各種制度を活用し、良好な住環境を形成しながら宅地化の促進を図る。さらに、住環境等の保全を図るため、進捗に合わせ地区計画制度等の導入を検討する。

注)
機構：都市再生機構

■県北地域1/2

市町村	番号	地域類型	地域名称	位置	地域面積 ha(グロス)
熊谷市	273	1-2	別府	玉井一丁目、別府一～五丁目の全部	65.7
	274	1-2	玉井在家	玉井二～五丁目の全部	19.7
	275	1-2	籠原中央第二	新堀、新堀新田、拾六間の各一部	59.6
	276	1-2	上石第一、第二	石原、広瀬の各一部	50.0
	277	1-2	上之	中西四丁目の全域 上之、箱田の各一部	53.0
	278	1-2	久下東部	久下一～四丁目の全部	41.3
	279	1-2	肥塚	肥塚四丁目の全部	10.8
	280	3-4	船木台	船木台一～三・五丁目の全部	45.2
	281	1-2	妻沼中央	妻沼中央の全部	9.8
	282	1-2	妻沼東	妻沼東一～四丁目の全部	31.0
	283	1-2	江南中央第一	江南中央一・三丁目の全域、二丁目の一部	29.7
行田市	284	1-2	持田	大字持田	25
	285	1-2	太井	門井町一～三丁目、押上町、棚田町一～三丁目、深水町の全域	108
加須市	286	3-5	三俣第二	大字上三俣、下三俣、不動岡の一部	38
	287	1-2	三俣	諏訪一・二丁目の全域、睦町二丁目の一部	20
	288	1-2	久下	久下一～五丁目の各一部、東栄二丁目の一部	32
	289	1-2	久下第二	久下一・二・四丁目の各一部	37
	290	1-2	花崎	花崎一～四丁目の全域、久下四・六丁目の一部	82
	291	1-2	花崎駅北	花崎北一～四丁目の全域	53
	292	1-2	川口	川口一～三丁目の全域	35
本庄市	293	1-2	小島西	小島二・三丁目、下野堂、小島、杉山の各一部	47.9
	294	2-1	本庄駅北口	銀座二・三丁目、本庄一・二丁目の全域、銀座一丁目の一部	36

凡例 <地域類型>

1-1：低・未利用地型 1-2：市街化区域内農地型 2-1：居住地整備促進型 2-2：高度利用促進型

3：新市街地型：3-1：大規模開発予定地域 3-2：大規模プロジェクト関連地域

3-3：公的宅地開発事業予定地域 3-4：民間宅地開発予定地域 3-5：その他の宅地開発地域

施 策 の 方 向
土地区画整理事業が完了した地域内の低・未利用地の有効利用及び中低層住宅の供給を促進する。
土地区画整理事業が完了した地域内の低・未利用地の有効利用及び中低層住宅の供給を促進する。
施行中の籠原中央第二土地区画整理事業（市施行）を推進するとともに、中低層住宅の供給を促進する。
第一地区は、施行中の上石第一土地区画整理事業（市施行）を推進し、第二地区については、低・未利用地等の有効利用を促進するため、土地区画整理事業や民間の開発等による中低層住宅の供給を促進する。
施行中の上之土地区画整理事業（市施行）を推進し、中低層住宅の供給を促進する。
土地区画整理事業が完了した地域内の低・未利用地の有効利用及び中低層住宅の供給を促進する。
戸建住宅地の形成を目指して、土地区画整理事業等の早期実現に努める。
土地区画整理事業の完了した地域内の低・未利用地の有効利用を促進し、中層共同住宅の供給を図る。
施行中の三俣第二土地区画整理事業（市施行）を推進し、低層住宅を主体とした住宅の供給を促進する。
土地区画整理事業が完了した地域内の低・未利用地の有効利用を促進し、戸建住宅及び共同住宅の供給を図る。
土地区画整理事業が完了した地域内の低・未利用地の有効利用を促進し、戸建住宅及び共同住宅の供給を図る。
土地区画整理事業が完了した地域内の低・未利用地の有効利用を促進し、戸建住宅を主体とした住宅の供給を図る。
土地区画整理事業が完了した地域内の低・未利用地の有効利用を促進し、戸建住宅を主体とした住宅の供給を図る。
土地区画整理事業が完了した地域内の低・未利用地の有効利用を促進し、戸建住宅及び共同住宅の供給を図る。
土地区画整理事業が完了した地域内の低・未利用地の有効利用を促進し、戸建住宅を主体とした住宅の供給を図る。
施行中の小島西土地区画整理事業（市施行）を推進するとともに、低層住宅の供給を促進する。
商業・業務機能を中心としつつ、これに併せて中高密度な宅地を含めた複合的な土地利用を図るため、基盤施設の整備や居住環境の改善を推進する

注)
機構：都市再生機構

■県北地域2/2

市町村	番号	地域 類型	地域名称	位置	地域面積 ha(グロス)
本 庄 市	295	1-2	女掘	けや木三丁目、緑一～三丁目、見福三丁目 の全域、けや木一丁目、見福二・四・五丁 目の各一部	73.2
	296	3-5	朝日町	寿一丁目の全域 北堀、西五十子、朝日町の各一部	52
	297	3-1	本庄新都心	北堀、栗崎、東富田、西富田の各一部	153.8
羽 生 市	298	1-2	栃木	東三丁目の全域	28
	299	1-2	新田	西五丁目の全域	17
	300	1-1	栄町	西一、二丁目	10
	301	2-1	中央	中央一丁目、南一丁目の一部	9
	302	1-2	城沼	東七～九丁目の全域、東五丁目の一部	39
	303	1-2	宮田	南七丁目の全域、南四・六・八丁目の一部	38
	304	1-2	南羽生	南羽生一～三丁目、四丁目	64
	305	3-4	岩瀬	西三丁目、上羽生、中岩瀬及び下岩瀬の各 一部	30.9
深 谷 市	306	1-2	田谷	田谷、西島、深谷、東大沼の一部	36.5
	307	2-1	中央	深谷町、仲町、本住町、西島町一～三丁 目、西島四丁目、西島の一部	23.3
	308	1-2	国済寺	国済寺、深谷	38.6
	309	1-2	兎	上野台	67
	310	1-2	東方	国済寺町、東方町一～五丁目の各一部	75
	311	1-2	上柴	上柴町西一～七丁目、上柴町東一・四～ 六丁目の全域、上柴町東三・七丁目の一部	216
	312	1-2	岡中央	岡の一部	31
	313	3-3	武川駅北口地区	長在家、田中、菅沼の各一部	12.7
滑 川 町	314	1-2	森林公園駅南	みなみ野一～四丁目全域	22.3
	315	3-4	月輪	大字月輪	94.4
嵐山町	316	1-2	駅東	大字志賀、菅谷、川島の一部	31.4
	317	3-4	平沢	大字志賀、平沢、千手堂の一部	34.3
小川町	318	3-5	みどりが丘団地	みどりが丘	65
	319	1-2	大豆五駄	小川	15
騎西町	320	1-2	根古屋・外川	大字根古屋、外川、騎西の各一部	35
大 利 根 町	321	1-2	栗橋駅西	大字旗井、北下新井の各一部	39
	322	3-5	野中	大字北下新井、琴寄の各一部	86.3
栗橋町	323	1-2	栗橋駅西	大字伊坂、松永の一部	82.1
	324	3-5	豊田	南栗橋一丁目～十二丁目	141.5

凡例 <地域類型>

1-1：低・未利用地型 1-2：市街化区域内農地型 2-1：居住地整備促進型 2-2：高度利用促進型

3：新市街地型：3-1：大規模開発予定地域 3-2：大規模プロジェクト関連地域

3-3：公的宅地開発事業予定地域 3-4：民間宅地開発予定地域 3-5：その他の宅地開発地域

施 策 の 方 向
土地区画整理事業が完了した地域内の低・未利用地の有効・高度利用を図り、中低層住宅の供給を促進する。
施行中の朝日町土地区画整理事業（市施行）を推進し、中低層住宅の供給を促進する。
土地区画整理事業により、都市基盤整備を行い、良好な住宅地づくりを促進していく。
土地区画整理事業が完了した地域内の低・未利用地の有効利用を促進する。
土地区画整理事業が完了した地域内の低・未利用地の有効利用を促進する。
基盤施設の整備と良好な居住環境の整備を図るため、土地区画整理事業の促進や地区計画等の導入に努める。
住宅と店舗等が密集する地域内の基盤施設整備と住環境の改善を図るため、地区計画等の導入に努める。
土地区画整理事業が完了した地域内の低・未利用地の有効利用を促進する。
土地区画整理事業が完了した地域内の低・未利用地の有効利用を促進する。
土地区画整理事業が完了した地域内の低・未利用地の有効利用を促進する。
施行中の岩瀬土地区画整理事業を促進し、低層住宅の供給促進に努める。
基盤施設の整備と併せて戸建住宅等の供給を図るため、土地区画整理事業あるいは地区計画の導入等により計画的な都市基盤の整備に努める。
基盤整備により良好な居住環境を形成し、あわせて住商混在の整理、魅力ある商業機能の整備を行うことにより、土地の高度利用及び人口の定着を促し、商業及び中心市街地の活性化を図る。
施行中の国済寺土地区画整理事業（市施行）を推進し、中低層住宅の供給を促進する。
基盤施設の整備と併せて戸建住宅等の供給を図るため、面的整備事業の早期実現に努める。
土地区画整理事業が完了した地域内の低・未利用地の有効利用を促進する。
土地区画整理事業が完了した地域内の低・未利用地の有効利用を促進する。
施行中の岡中央土地区画整理事業（市施行）を推進し、戸建住宅の供給を促進する。
施行中の武川中央土地区画整理事業（市施行）を推進し、中低層住宅の供給を促進する。 地区計画の導入により、ゆとりある街並みの形成を図る。
土地区画整理事業が完了した地域内の低・未利用地の有効活用を促進し、中低層住宅を供給する。
施行中の月輪土地区画整理事業（組合施行）を促進し、中低層住宅主体の住宅地形成を図る。
駅周辺地域については中低層の共同住宅、その他の地域は戸建住宅の供給を促進する。
施行中の平沢土地区画整理事業（組合施行）を促進し、低層住宅主体の住宅地形成を図る。
民間による良質な戸建住宅の供給を促進する。
土地区画整理事業が完了した地域内の低・未利用地の有効利用を促進し、中低層住宅の供給を図る。
土地区画整理事業が完了した地域内の低・未利用地の有効利用を促進し、戸建住宅の供給を図る。
施行中の栗橋駅西土地区画整理事業（栗橋・大利根土地区画整理一部事務組合施行）を促進し、低層住宅の供給を促進する。
暫定の用途地域から適正かつ合理的な土地利用を実現するための用途地域へ変更し、併せて地区計画等の早期導入に努め、良好な住宅地の形成を図る。
施行中の栗橋駅西土地区画整理事業（栗橋・大利根一部事務組合施行）を促進し、低層住宅の供給を促進する。
土地区画整理事業が完了に伴い、中低層住宅の供給促進に努める。

注)
機構：都市再生機構

